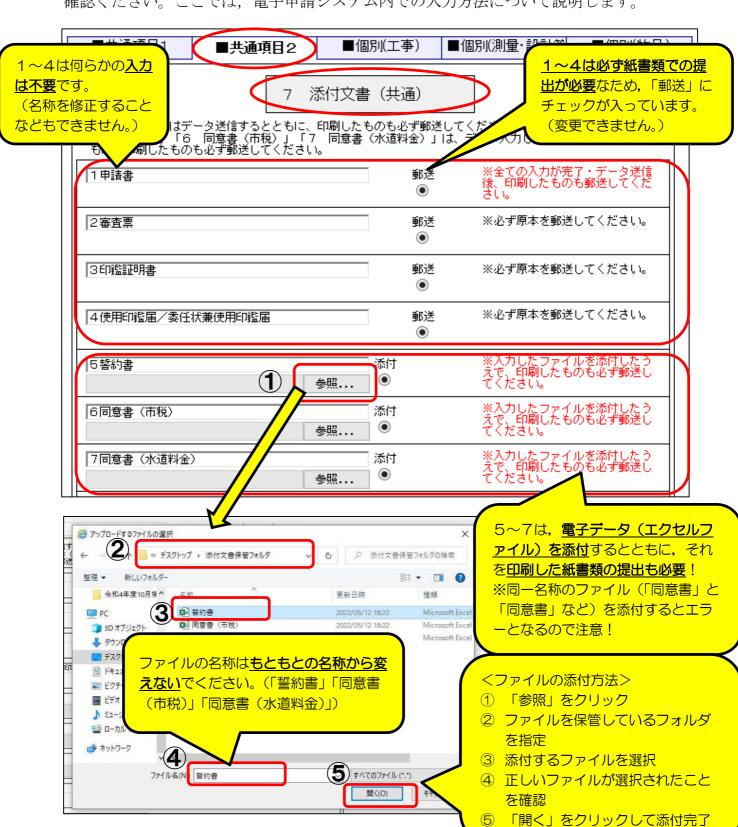
## 3【■共通項目2】 「7 添付文書(共通)-1]

## <重要事項>

- ・申請する資格の種類に関わらず,**全ての申請者が入力**してください。
- ・工事/測量・設計等/物品の<u>いずれの資格に登録/更新を申請する場合でも,共通し</u> て提出する必要がある書類の添付について入力してください。
- ・**書類の要不要等については、「申請の手引」の「7提出書類について」(及び8)**を御確認ください。ここでは、電子申請システム内での入力方法について説明します。



## 3【■共通項目2】 [7 添付文書(共通)-2]

_					
	8はがき	郵送	不要		8~14は, <u>該当するもののみ網 書類での提出が必要</u> です。必ず,
	9履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	郵送	不要	※し さし	「郵送」「不要」のどちらかにチ <u>ェック</u> を入れてください。 (「8はがき」は今回は不要)
	10納税証明書(国税等) 3の3/3の2	郵送	不要	※い さい	
	1 1 未納税金目録等	郵送	不要	※い さい	rずれかにチェックをしてくだ %
	12許可通知書/納税証明書	郵送	不要	※i さi	rずれかにチェックをしてくだ %
	13所得証明書	郵送	不要	※i さi	rずれかにチェックをしてくだ 1。
	1 4確定申告書(写し)及び収支内訳書(写し)	郵送	不要	※物	加品の個人事業主のみ

書類番号	名称	備考等
1	申請書【必須】	・入力完了し, <u>データ送信の際に「送信確認画面」を印刷</u> し, 紙書類としても提出が必要です。(詳細はP37参照)
2	審查票【必須】	・申請書類の有無の確認、審査に用います。 <b>HPからダウンロード して印刷</b> し、紙書類として提出が必要です。 (詳細は「申請の手引」 P12参照)
3	印鑑証明書【必須】	・【 <b>原本】</b> の提出が必要です。(詳細は「申請の手引」P12参照)
4	使用印鑑届/委任状兼使用印鑑届【必須】	・本市との取引の際に使用する印鑑を届けるものです。 ・受任者を設定する場合は「委任状兼使用印鑑届」です。 ・本市指定様式を <b>HPからダウンロードして印刷</b> し、紙書類として提出が必要です。(詳細は「申請の手引」 P13参照)
5	誓約書 <b>【必須</b> 】	・京都市暴力団排除条例等に基づき、暴力団排除措置のため、役員等が暴力団員等であるかの京都府警察本部へ照会に必要です。 ・本市指定様式を <b>HPからダウンロードし、データ入力したファ</b> イルを添付するとともに、印刷し、紙書類としても提出が必要です。 (詳細は「申請の手引」P14参照)
6	同意書(市税) <b>【必須】</b>	・京都市税の納税状況について、資格の審査及び資格有効期間中の確認のため、本市が関係公簿を調査することに同意していただくためのものです。 ・本市指定様式をHPからダウンロードし、データ入力したファイルを添付するとともに、印刷し、紙書類としても提出が必要です。(詳細は「申請の手引」P15参照)
7	同意書(水道料金)【 <b>必</b> 須】	・本市の水道料金及び下水道使用料の納付状況について、資格の審査及び資格有効期間中の確認のため、本市が関係公簿を調査することに同意していただくためのものです。 ・本市指定様式をHPからダウンロードし、データ入力したファイルを添付するとともに、印刷し、紙書類としても提出が必要です。(詳細は「申請の手引」P20参照)

## 3【■共通項目2】 [7 添付文書(共通)-3]

8	はがき【該当者のみ】	・4年に一度の資格更新の場合,事前に送付しているものです。 ・新規に資格登録を申請する <b>今回の登録では不要</b> です。				
9	履歴事項全部証明書(登 記簿謄本)【 <b>該当者の</b> み】	・ <u>法人のみ提出</u> してください。(詳細は「申請の手引」P 2 1 参照) ・個人の場合は不要です。				
1 0	納税証明書(国税等) 3の3/3の2【該当 者のみ】	・法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書として提出してください。(消費税の納税義務の有無とは無関係に要提出。詳細は「申請の手引」P22参照) ・ただし、「新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の「特例制度」」を利用している場合は提出不要です。				
1 1	未納税金目録等(国税 等) <b>【該当者のみ】</b>	<ul><li>・「新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の「特例制度」」を利用している場合は、10に代えて必ず提出してください。(詳細は「申請の手引」P22参照)</li></ul>				
1 2	許可通知書/納税証明 書 <b>【該当者のみ】</b>	・京都市の市民税又は固定資産税について、「新型コロナウイルス 感染症に係る徴収猶予の <b>「特例制度」」を利用している場合は、必</b> <b>ず提出</b> してください。(詳細は「申請の手引」 P 2 3 参照)				
1 3	所得証明書 <b>【該当者の</b> み】	・京都市の市民税又は固定資産税の <b>いずれも課税されておらず</b> 、かつ、 <b>個人事業主</b> で、令和3年1月1日現在 <b>住民票がある</b> 場合は 必ず提出してください。(詳細は「申請の手引」P24参照)				
1 4	確定申告書 (写し) 及び 収支内訳書 (写し) 【該 当者のみ】	・ <b>「物品」業者で,かつ,「個人」のみ提出</b> してください。(詳細は「「申請の手引」 P 2 5 参照)				